

中村 瑞穂 著

企業倫理と安全防災

論評者：中林 真理子

温故知新 - 6

企業倫理の軽視が企業にとって深刻なリスクとなり得る、ということは、現在では当然のこととして受け止められるようになってきている。企業不祥事の発覚後、社長が記者会見で、「これからはコンプライアンスを重視する」と頭を下げる光景を幾度目にしたことだろうか。しかし、ほんの10年前には、我が国では企業倫理という言葉すら聞き慣れないもので、リスクとしての認識は皆無に近かった。一方で、アメリカをはじめ欧米では不祥事をきっかけに、その当時から企業倫理に対する関心が確実に高まっていた。日本ではその温度差にすら気づいていない状況であり、迫りくるリスクを認知していない状況にあったと言える。

本稿は、国内外の大規模火災事故に対する経営者の責任を例に、企業倫理軽視の姿勢が事故の発生原因となり得ることをいち早く指摘し、企業倫理を防災上不可欠な要因として説明している。つまり、経営者の経営判断上のモラルハザードとして企業倫理上の問題を位置づけ、企業の存続自体を危うくし得るリスクと指摘している。企業倫理上の課題事項を整理し、それらへの対処方法をいち早く示した先駆的業績である。

本稿をおすすめする第一の理由は、その先駆性にある。本稿が掲載された1994年以降、日本企業をめぐるさまざまな不祥事が発覚した。たとえば、2000年には雪印乳業食中毒事件と三菱自動車リコール隠蔽事件が発覚した。さらにその後、前者に関連して子会社での食肉偽装事件、後者ではさらなるリコール隠しが次々に明るみに出て、事件の

影響は拡大し続けた。また、1997年秋の北海道拓殖銀行の自主再建断念、山一證券自主廃業にはじまる金融危機により、いやおうなしに経営者の経営判断のあり方をリスクとして認識せざるを得ない状況になった。2001年のエンロンの不正会計による経営破たんとその後の展開は、さらにこの流れを加速させることになった。

ところで本稿で例示された火災事例では、いずれも判決で「防災よりも収益を重視する会社の経営姿勢」が問題とされているものの、会社経営者の法的責任の追及は必ずしも十分とは言えない。しかし現行法に抵触しなければそれでいい、という姿勢をとっている限り、企業不祥事は根絶しないだろう。昨年末から次々に発覚している耐震偽造問題やホテルチェーンの不正改造問題をめぐっては、本稿の事例と同様の経営者の姿勢が感じられる。また、2005年2月にライブドアがニッポン放送株を証券取引所の時間外取引により大量取得した。ライブドアは事前に専門家の意見を仰ぎ「時間外取引」の適法性の有無を確認したと言われる。ここでも、現行法に抵触するかどうかのみを基準とする判断が問題視されることになった。企業経営に倫理的価値基準を導入することの是非は、議論が尽きない問題である。しかし、倫理的価値基準を無視した経営が、最終的に企業の存続を脅かすことは確実なようである。本稿は、このような現代的問題に対し、いち早く問題提起したのである。

本稿をおすすめする第二の理由は、災害の発生

原因として人的要因が深刻になっていることにある。本誌ではさまざまな災害を取り上げ、その発生原因を分析してきた。たとえば、火災の発生原因としては、構造上の問題など物理的な要因がある（リスクマネジメント上の用語としてはこれをフィジカルハザードと呼ぶ）。このようなフィジカルハザードについての論稿は数多く取り上げられている。しかし火災の発生原因はこれだけではない。経営者が安全性を軽視し、構造上の問題を自覚しながら、法的基準を満たさずすればいいとして放置したことで、結果的に火災が発生することもある。このような倫理的価値基準を欠いた経営判断はモラルハザードであり、近年特に問題視すべき要因になっている。本稿は、このような従来は付随的にしか取り上げられることがなかった要因を詳細に分析した貴重な資料でもある。

本稿の筆者である中村氏は日本における企業倫理研究の第一人者である。本稿は中村氏が2年にわたり、アメリカでの企業倫理の研究動向の調査研究を終えて帰国された直後に執筆されており、タイムリーな情報提供となっている。なお、中村氏は本誌200号(2000年)で「企業倫理の確立に向けて - 21世紀の企業社会への展望 - 」として、本稿執筆後の日本での企業倫理に対する認識の高まりを踏まえ、次の段階として、個別企業が企業倫理を確立させるための具体的実践方法と社会の支援体制のあり方を紹介している。そこでは、経営のグローバル化により、「ゲームのルール」として企業倫理の必要性が高まっていることを紹介し、同時に、生じている概念的混乱に対応するための整理を行っている。これは本稿での議論をさらに具体的でわかりやすく展開するものであり、学術的にも実務上でも大変価値ある論稿となっている。

ところで、「2003年はCSR元年」と呼ばれるように、最近では企業倫理に代わりCSR（企業の社会的責任）への注目が集まっている感がある。CSRについてはさまざまな見解があるが、比較

的理解が得やすい見解を挙げれば、以下のようなになる。「社会的な資産に害を与えず、それを守り、あるいは増大させるような手段を用いて、富を生み出さなければならないという会社の義務¹⁾。より具体的には「企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み込み、ステイクホルダーに対してアカウンタビリティを果たしていくこと。その結果、経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上を目指すこと²⁾。」となる。本稿および200号での整理を読めば、CSRの中核をなすのが企業倫理であることが自ずと理解できるだろう。

参考文献

- 1) 産経新聞取材班、角川書店、2001年、ブランドはなぜ墮ちたか
- 2) 日本経済新聞社編、日本経済新聞社、1998年、日本が震えた日 ドキュメント97秋 金融危機
- 1 Steiner, G.A. and Steiner, J.F., Business, Government, and Society: A Managerial Perspective, McGraw-Hill, 2003, p.126.
- 2 谷本寛治編著、『CSR 経営』、中央経済社、2004年、p.5

企業倫理と安全防災

中村瑞穂

1 はじめに——企業倫理とは——

このような表題のもとで何が論じられることとなるのか、不可解に思われる向きが多かったとしても、別に不思議ではない。そして「安全防災」は、本紙が専ら対象とする問題領域を表す最もよく知られた用語である以上、不可解の原因があげて「企業倫理」という言葉に対するなじみの薄さに帰せられることも致し方あるまい。

「企業倫理」という言葉が意外になじみの薄いものであることは、これを表題にもつ図書がほとんど見当たらないことから察せられる。「企業」という表現を表題のうちを含む図書は、それこそ無数にあっても、「企業倫理」を表題とする図書は、いま筆者の頭に思い浮かぶ限りただ一冊、『アメリカの企業倫理』[注]があるだけである。(〔注〕ローラ・L・ナッシュ著、小林俊治・山口善昭訳、日本生産性本部、1992年。なお、原書の表題は『善意の限界を越えて——倫理的問題の解決に取り組む管理者のためのガイド』で、ハーバード・ビジネス・スクール出版部から1990年に出版されている。)

このことがたまたま象徴することともなるのであるが、以下において「企業倫理」という言葉は、アメリカに始まって各国に普及することとなった一つの比較的新しい概念、「ビジネス・エシックス」(business ethics)の日本語訳として用いる。なお、「エシックス」は「倫理」を意味するだけでなく、それを特に研究の対象とする学問とし

ての「倫理学」を意味する言葉でもあるので、「ビジネス・エシックス」も「企業倫理」という思考・行為、もしくは現象を意味するだけではなく、それらを専門的に研究・教育する「企業倫理学」とも言うべき一つの学問分野を指す言葉としても使われている。

企業倫理の定義をめぐるのは種々の見解が示され、盛んな議論が繰り広げられているが、本稿での論点に関わる限りでは、企業倫理を、経営意思決定の過程のうちに厳格な道徳的基準を組み入れることにより、社会が企業に対して要求する責任の達成水準を満たすような企業行動を実現すること——と定義しておくこととしたい。

このような意味での企業倫理が、企業行動のさまざまな側面に関して厳しく要求され、その実現を求めて企業倫理に関する研究ならびに教育と、企業におけるその実践への積極的な取り組みが見られるようになったのは、アメリカにおいては1970年代の半ば近くのことであった。

その主な背景をなしたものは、ベトナム戦争に対する深刻な反省、ウォーターゲート事件、国内外での相次ぐ贈賄汚職事件、さらには石油危機下での企業の不当利得に対する国民の反感など、当時の一連の出来事であった。

わけてもウォーターゲート事件は、単に、その名のビルにあった民主党本部への電話盗聴装置の設置に共和党大統領ニクソンの側近のみか、大統領自身までが関わっていたことにより辞任に追い込まれたというだけのことで決してなく、一方

では、「法と正義」の実現を理想として最も高く掲げたはずのニクソン自身が、事実の隠蔽、納税疑惑、その他数々の不正を犯していた事実までが明みにだされたこと、また他方では、大統領選挙の際に彼の陣営に対し多くの企業が多額の不正政治献金を行っていた事実が判明したこと——により、企業と政治に対する国民の信頼の決定的なまでの崩壊を象徴する歴史的な出来事だったのである。

1970年代に始まるアメリカでの企業倫理に対する関心と、それに基づく研究、教育、そして経営実務、それぞれの分野での問題解決に向けての努力は、現在までにすでに20年に及ぶ実績を有し、また、その影響が、カナダ、イギリス、さらにヨーロッパ諸国へと次第に及んで、最近では「企業倫理のグローバリゼーション」が広く認められるまでに至っている。

筆者は1993年3月まで2年間にわたる滞米中、最近10年間に刊行された企業倫理に関する概説書65点を手にとり目にする機会があり、そのうち7点がすでに第3版ないし第4版の刊行をみるまでに至っていることを知り得たが、これら65点のうち、現在までに邦訳の出版されているものとしては、さきのナッシュの著書と、あと1点、リチャード・ディジョージの著書「企業倫理学」〔注〕があるだけである。

〔注〕邦訳は山田経三訳「経済の倫理——21世紀へのビジネス——」、明石書店、1985年。なお、原書はディジョージの著書の初版〔1982年〕であり、現在は第3版〔1990年〕が刊行されている。

「企業倫理のグローバリゼーション」を背景として、地域別あるいは国別の「企業倫理ギャップ」が指摘され始めているとき、日本の現状は、果たしてどのような評価を受けることとなるのであろうか。

2 大規模火災のケース

ここ一年ばかり、ホテルやスーパーなどの、いわゆる大規模火災に伴う事故の責任に関する裁判の判決が相次いで示され、それぞれ確定をみている。

昨1993年3月には、伊豆熱川温泉大東館火災

(1986年2月、24人死亡)で、業務上過失致死罪に問われた同ホテルの専務で実質上の経営者である被告に対し、静岡地裁沼津支部は禁固2年の実刑判決を言渡し、専務はいったん東京高裁に控訴したが、8月に至って控訴を取り下げ、実刑が確定した。

また9月には、スーパーの長崎屋尼崎店火災(1990年3月、15人死亡、2人重傷)に関して、業務上過失致死傷罪で起訴された当時の同店店長および総務マネージャーに対し、神戸地裁尼崎支部はいずれも禁固2年6月、執行猶予3年の判決を言渡し、検察および被告弁護側の双方とも控訴しなかったため、判決が確定した。

さらに11月には、東京・永田町のホテル・ニュージャパン火災(1982年2月、33人死亡、22人重傷)で業務上過失致死傷罪に問われた同ホテル社長に対する上告審で、最高裁第2小法廷は被告の過失を認め禁固3年を言渡した第1、2審判決を支持し、被告側の上告を棄却する決定を下したため、社長の実刑が確定した。

そのほかにも、5月には旧国鉄山陰線余部鉄橋列車転落事故(1986年12月、6人死亡、5人重傷)に関し、業務上過失致死傷罪などで起訴された、当時の列車司令業務担当者3人に対する神戸地裁の有罪判決、6月には東名高速日本坂トンネル火災事故(1979年7月、7人死亡、車両173台炎上)に関する運送業者らの、日本道路公団に対する損害賠償請求訴訟の控訴審における東京高裁による賠償命令、また9月には、世田谷地下通信ケーブル火災事故(1984年11月)で業務上失火罪に問われた、当時の日本電信電話公社下請作業員に対する控訴審での東京高裁による有罪判決など、事故防止・安全管理の責任を追及する厳しい判決が相次いで示されたのであった。

このうち、スーパーの長崎屋尼崎店火災をめぐる裁判は、火災に伴う死亡・負傷の発生に関し、消防法上の店の防火管理権原者であった店長と、同じく現場の防火管理者であった総務マネージャーに対し、防火扉前にごみ袋や配送商品を放置していたため、火災が発生した際に扉が作動せず、さらに適切な避難誘導を行わなかったため惨事を引き起こしたとして、それぞれの責任を問うたも

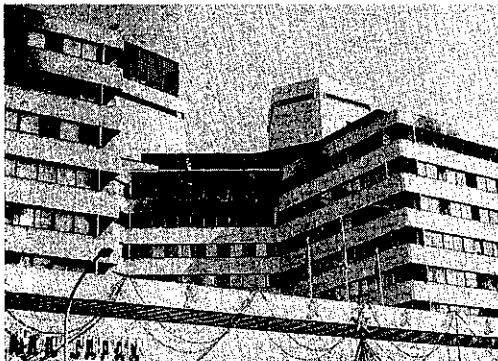
のであった。

そして判決は、同店の防火扉の管理状況について、年間を通じて営業時間中に配送商品が扉前に置かれていることがあった事実を総務マネージャーが知りながら、現場担当者への注意は一時的・形式的にとどまり、店長もマネージャーの指導が不十分であることを知りながら任せきりにしていた——とし、さらに火災発生時に、避難誘導係が適切な避難誘導をしていれば1分間で全員が無事に避難できたものと判断し、2人が避難誘導訓練を実施するなどの注意義務を怠っていた過失は免れないとしたのであった。

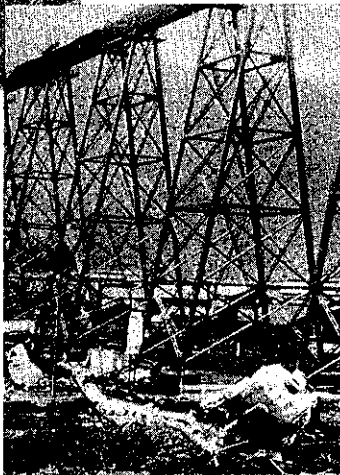
なお、判決は同時に、防災よりも収益を重視する会社の営業姿勢にも問題があったことを指摘してはいるが、チェーン店の長崎屋の場合、店長が管理権原者となっているため、会社経営者が責任を問われることはないままに終わった。また、出火原因とされる放火に関しては、今なお捜査が続けられている。



東名高速日本坂トンネルの火災事故



東京・永田町ホテル・ニュージャパンの火災



旧国鉄・山陰線余部鉄橋の列車転落事故

一方、11月に最高裁の決定が示されたホテル・ニュージャパン火災をめぐる裁判は、初め、1982年2月に消防法上の管理権原者としての社長と、同じく防火管理者であった当時の支配人とが業務上過失致死傷罪で起訴され、第1審の東京地裁では1987年5月、社長に禁固3年の実刑、元支配人に禁固1年6月、執行猶予5年の有罪判決が下され、支配人は控訴せずに刑が確定したが、社長は「防火管理責任は会社にあり、社長個人が負うものではない」として無罪を主張し、控訴した。そして、第2審の東京高裁は1990年8月、社長の控訴を棄却したため、社長はさらに上告していたものである。

惨事から11年半以上を経て、ようやく判決の確定をもたらした最高裁決定は、代表取締役社長として同ホテルの経営・管理事務を統轄する地位にあり、その実質的権限を有していた被告が防火管理上の義務を負っていたとして、それを怠ったことから生じた死傷の結果に関し、被告に過失の存在を認め、第1、2審の判決を支持した。さきに川治プリンスホテル火災(1980年11月。45人死亡、22人重傷)に関し、最高裁が1990年11月に行った決定を先例とする、最高経営者の防火管理に関する刑事責任を重視する司法判断の定着を示すものとされる(川治プリンスホテル火災判決の意義については、本誌169号[1992年4月]に掲載されている倉沢康一郎教授の論文「経営者責任——川治プリンスホテル火災の判決確定に際して」が特に詳しい)。

なお、大規模火災事故における管理・監督過失に関しては、さらに、川治プリンスホテル火災に関する最高裁決定から1年後の1991年11月、最高裁第1小法廷が熊本・大洋デパート火災(1973年11月。104人死亡、67人重傷)に関して行った上告審決定がある。同火災

告審決定がある。同火災

事件で業務上過失致死傷罪に問われて第1審で無罪判決ののち、第2審で有罪判決を受けた3人に対し、第2審判決を破棄し、第1審の無罪判決を確定させる決定を行ったものである。

その決定は、株式会社において防災管理上の注意義務を負うのは、会社の業務執行権限を有する代表取締役であるとする一方、同デパートを営む株式会社の当時の取締役人事部長、火元責任者であった売場課長、防火管理者であった営繕課員の3人に対し、各自が具体的に担当し、あるいは任されていた業務内容を基準とし、かつ消防法上の業務に照らして、注意義務の発生を否定することにより、無罪判決を確定させている。

大規模火災事故における管理・監督過失の限界を明示した点において重要な決定であるが、その判断に関しては、防火管理体制が不備であるほど会社の最上級管理者に責任が集中することとなるのに対し、上層部ほど具体的な結果に対する予見は困難であるというジレンマの存在が指摘されている（井田良「デパート火災事故と管理・監督責任——大洋デパート事件最高裁判決」、「法学教室」判例セレクト'92 [刑法]、37ページ）。

ところで、ホテル・ニュージャパン事件に関しては、経営者の責任がことのほか厳しく追及されている点が注目される。最高裁決定は、同ホテルにおける①スプリンクラー設備、②代替防災区画の設置、③防火用・消防用設備等の点検・維持管理、④消防計画の作成、⑤消防訓練の実施——などの防火防災対策が不備であることを、社長が消防当局からの度重なる警告や改善勧告・命令、また部下からの報告などによって充分認識しながら、それを放置することとなったのは、営利の追求を重視するあまり、利用者の生命・身体の安全確保というホテル経営者として最も重要で基本的な心構えを欠いたからで、火災発生の際における死傷の結果を回避するため防火管理体制を確立しておくべき義務を社長自身が怠ったとみている。

経営者の過失責任が認められた大型火災事件のなかでも最も重い部類に属する禁固3年の量刑を「営利重視の経営姿勢に対する断罪」とする見方が多い（1993年11月27日付「朝日新聞」ほか）。ナッシュによれば、企業倫理は経営意思決定の三

つの基本的な領域にわたることになるという。その第1は、法律を守るかどうかの選択、第2は、法律には規定されていない経済的・社会的諸問題に対する態度の選択、そして第3は、自己の私的利益をどこまで優先すべきかについての選択である（ナッシュ著、前掲書、7-8ページ）。

3 ロンドン地下駅火災と企業倫理

企業倫理を研究するヨーロッパの学会の一つ、ヨーロッパ企業倫理ネットワークが1991年9月にロンドンで開いた第4回年次大会での研究報告の一部を編集した『新しいヨーロッパにおける企業倫理』（1992年）という論文集がある。そこには企業倫理に対する代表的企業の取り組みの現状を、アメリカとヨーロッパについて比較したナッシュの興味深く、また重要な研究も収められているが、ここに紹介しようとするのはそれとは別で、「ロンドン地下鉄キングズクロス駅火災をめぐる倫理的諸問題」と題する、カナダのサスカチュワン大学教授コーリン・ボイドの研究報告である。

1863年の開設で世界最古の都市鉄道網であるロンドン地下鉄は、全施設の80%強が70年以上も前からのもといわれる古さにもかかわらず、安全性には定評があり、利用者の絶大な信頼を得てきたという。キングズクロス駅はロンドンの中心部にあるターミナル駅で、5本の地下鉄路線が交差し、地上はスコットランドなど北部地方へ延びる国鉄の終着駅となっていて、日本でいえば池袋や上野がそれに当たるとされる。

そのキングズクロス駅で1987年11月18日、夕方のラッシュアワーがピークを過ぎて間もないころ、煙草かマッチの投げ捨てが原因とみられる火災が発生し、火は地下2階のピカデリー線のプラットホームから地下1階の改札口ホールに通ずる木製のエスカレーターを伝って広がったため、猛火と黒煙に巻かれて31人が死亡し、多数の負傷者が出た大惨事となった。

英政府は、直ちに王室顧問弁護士デズモンド・フェネルを委員長とする事故原因調査委員会を発足させ、調査に当たらせた。ボイド教授の研究は、翌1988年に公表された同委員会の調査報告書の中



ロンドン地下鉄キングスクロス駅の火災

心に、その他の関連資料をも用いることにより、この火災事故を特に企業倫理の観点から分析したものである。

調査委員会の報告書は、その火災事故の科学的分析によって「トレンチ(壟壕)効果」の発見を含め、事故発生の機序を解明したが、それのみにとどまることなく、その火災に対する駅職員の対応状況、ならびにロンドン地下鉄の防火管理体制を具体的かつ詳細に点検することにより、厳しい批判を展開した。

ボイドはその内容を、火災発生時における駅職員の対応、ロンドン地下鉄の防火管理体制、組織構造ならびに組織文化——の3分野に分け、それぞれの主要事項について検討しているが、紙幅の制約上、ここでは点検項目のリストを掲げるとどめねばならない。

- (1) 火災発生時の対応——①規則書における指示内容、②訓練の回数と内容、③職場の立地と職員の配置、④構内の放送・通報体制、⑤監視テレビ・ビデオの設置および利用、⑥工事中用仮設備の安全性。
- (2) 防火管理体制——①木製エスカレーターの安全性、②エスカレーターの清掃、③消火設備の設置・利用、④自動火気探知装置の未設置、⑤火災予防法に基づく検査証明の回避、⑥勧告の無視。
- (3) 組織構造・組織文化——①年功昇進制と経営者の内部採用、②組織図の不在と部門間関係に対する無知、③組織構造の欠陥と機能の欠落、④乗

客の安全に責任を有する機関・担当者の不在、⑤予算の未消化。

このように、フェネル報告のうちに、ロンドン地下鉄、さらにはその上部機関であるロンドン交通局の組織体質への厳しい批判を見出したボイドは、次に、フェネル報告に先立つ8年前、両機関の実態を調査・分析した報告書がすでに存在する事実に注目して、その主要論点の確認を試みる。それは1979年、大ロンドン議会の委託を受けてロンドン交通局の事業運営の実態を調査した、ある経営コンサルタント会社が1980年に作成・提出したもので、そこにはフェネル報告が批判するものと基本的に同一の体質の欠陥が指摘されている。

この1980年報告が発表されたのち、両機関の最高責任者の解任が行われている。また、フェネル報告の発表後、両機関の最高責任者は退任した。一方、イギリスの現行法の下では、キングスクロス火災事件の責任を経営者が問われることは、民法上も刑法上もない。経営者に社会的責任のある行動を期待するためには、法律の力を借り、さらには刑事責任の追及に頼らねばならないのであるうか。

ボイドは組織の歴史を振り返ることにより、過去において、すでに問題を正しく理解し、経営者の誤りを指摘する人々が、組織の内にも外にも常に存在した事実を重視し、経営者がそれらの進言や警告を無視して過ちを重ねてきた責任を厳しく問うのである。

4 企業倫理の関係領域

アメリカ、イギリスをはじめ英語圏諸国はもとより、言語を異にするヨーロッパ諸国においても「ビジネス・エシックス」という英語で表現され論じられてきている問題を企業倫理と呼んで、その意味を考えてきた。

企業倫理の定義としては、とりあえず、企業における経営意思決定過程のうちに厳格な道徳的基準を組み入れることにより、社会が企業に対して要求する責任の達成水準を満たすような企業行動を実現すること——という、最も簡単に明瞭な内容に限定することにより、企業倫理という表現の

もとに広範で多様な関係事項を包括し、それらの統合的な理解・把握と、それらに関わる実践に際しての一貫性のある取り組みとを追求することを、特に意図してきた。

いわゆる大規模火災事故を事例として採りあげることとなったのは、それらの場合、企業の行動に関わって生じた事象のもたらす社会的影響の大きさが具体的にきわめて明確であることに加え、ここ3年ほどの間（たまたま筆者の個人的事情としては、米国カリフォルニア大学において企業倫理の研究に従事していた2年間、ならびに帰国後現在までの1年間）、それに関わって経営者の責任がますます厳しく問われることとなってきているように思われたからにはかならない。しかし、省みて、この種のことがらに関係する法律および行政についても、また、防災および災害処理に関する科学的・技術的事項についても、筆者はまったくの無知であり、このことが議論の方向を完全に誤らせてはいはしないかという点を最も恐れる。

企業倫理そのものについていえば、それに関わる具体的事項はきわめて広範囲に及ぶ。過去およそ20年間にわたる、その問題の取り扱いのなかに

企業倫理関係問題事項(ビジネス・エシックス・イシュー)
— 予防・回避・解決を要する事象 —

①競争関係	競争制限、価格協定、談合入札、差別価格、不当廉売、産業スパイ、商標・特許権侵害、リベート、贈収賄など
②消費者関係	悪徳商法、虚偽・誇大広告、有害商品、欠陥商品など
③投資家関係	内部者取引、損失補填、粉飾決算など
④従業員関係	作業事故、職場災害、職業病、過労死、雇用差別、プライバシー侵害、性的ハラスメントなど
⑤地域社会関係	業務事故・災害、工場閉鎖、戦略的(計画)倒産など
⑥地球環境関係	自然破壊、環境汚染など
⑦政府関係	脱税、贈収賄、不正政治献金など
⑧国際関係	租税回避、ソーシャル・ダンピング、不正資金洗浄など

見出される主要な問題事項（英語では「イシュー」という表現が好んで用いられる傾向がある）を分類し、簡単な表にしてみたものを示すこととする。

企業における日常の業務活動のなかに生ずるこれらの諸問題への対処に際し、企業倫理の実践を貫くことが、企業行動における社会的責任の達成を実現させることになると考えられるのであるが、一方、社会的責任のある企業行動を実現するために用いられてきている社会的制度は、企業倫理のみに尽きるわけではない。

カリフォルニア大学名誉教授エドウィン・M・エプスタインは、社会的責任を果たし、国民の期待にこたえ得る企業行動の実現を保障するために用いられる制度的様式として、①法律や行政による公的規制、②業界団体や経営者団体による自主規制、③個別企業における企業倫理——の三者を挙げ、それぞれの存在の独自の意義を認めると同時に、企業倫理に対し中心的な役割を求め、企業がその期待にこたえ得るための条件として「企業倫理の制度化」を指摘している（『公的規制、自主規制、企業倫理』、現代経営学研究会編『現代経営学の基本課題』文真堂、1993年、305-316ページ）。

企業倫理の「制度化」のため、すでに実践されてきている具体的方法の主なものは、次のようである。

◎企業倫理の制度化の諸方法

— 問題事項に対する防止ならびに対処策 —

- ① 専門担当常設機関の設置（調査・研究、立案・実施、点検・評価）
- ② 倫理規則（行動基準）の制定・遵守
- ③ 倫理教育・訓練体系の確立
- ④ 倫理関係相談への対応
- ⑤ 内部告発の受容と問題解決の保証
- ⑥ 倫理問題担当最高管理職位の設置
- ⑦ その他

ひるがえって、これらのことがらに対する日本企業での取り組みの現状はどのようであろうか。企業倫理に対する関心が国際的に高まるなかで、実情の確認が求められてきている。

（なかむら みずほ／明治大学商学部教授）